

豊田都市計画汚物処理場の変更  
(豊田市決定)

平成28年3月

豊 田 市

## 豊田都市計画汚物処理場の変更（豊田市決定）

都市計画汚物処理場の第1号下伊保地区処理場及び第2号配津・畝部上地区処理場を廃止する。

### 理 由

本施設は、農業集落排水事業により、し尿・生活排水の処理を行ってきたが、公共下水道への接続により同施設が不要となるため、都市計画決定を廃止するものである。

都市計画策定の経緯

豊田都市計画汚物処理場の変更（豊田市決定）

事 項	時 期	備 考
説 明 会	平成 26 年 10 月 17 日	
公 聴 会	平成 - 年 - 月 - 日	
事 前 協 議	平成 26 年 10 月 28 日	
事 前 協 議 回 答	平成 26 年 11 月 17 日	
計 画 案 の 縦 覧	平成 27 年 9 月 3 日から 平成 27 年 9 月 17 日まで	意見書の提出 (有・ <input checked="" type="radio"/> 無)
市 都 市 計 画 審 議 会	平成 27 年 12 月 24 日	
知 事 へ の 協 議	平成 28 年 1 月 12 日	
知 事 回 答	平成 28 年 1 月 25 日	
決 定 告 示	平成 28 年 3 月 31 日	

## 理 由 書

(豊田都市計画汚物処理場 第1号下伊保地区処理場及び第2号配津・畝部上地区処理場)

### 1. 廃止概要

豊田都市計画汚物処理場 第1号下伊保地区処理場及び第2号配津・畝部上地区処理場を廃止します。

番号	名称	位置	面積	取扱能力	決定告示
1	下伊保地区 処理場	伊保町下川原	約 2,700m <sup>2</sup>	1,143kl/日	平成元年9月29日 豊田市第158号
2	配津・畝部上 地区処理場	畝部西町高正	約 4,100m <sup>2</sup>	1,178kl/日	平成4年4月8日 豊田市第50号

### 2. 都市の将来像における位置づけ

#### ○第7次豊田市総合計画

当該地区を含む田園・都市共生ゾーンにおいては、農業との調和を前提に、住宅や産業など都市的用地需要に対応するため、農業基盤の整備などによる優良農地の保全と地域住民の住居環境の保全を図り、農業的土地利用と都市的土地地用が共生するゾーンの形成を推進すると位置づけられています。

#### ○豊田市都市計画マスタープラン

当該地区を含む北部地域及び南部地域は、豊かな自然環境と都市機能の調和を目指した地域形成を図るとあります。

下水道整備については、都市計画区域内外を問わず、全県域污水適正処理構想に基づいた下水道整備及び合併処理浄化槽整備の推進に努めるとあります。

また、その他都市施設等の方針として、老朽化した施設については、適切な時期での更新を検討していくとあります。

### 3. 都市計画の必要性及び変更理由

当該処理場は、下伊保地区及び配津・畝部上地区からのし尿・生活排水を共同処理することにより、生活環境の整備と生活水準の向上を図るとともに、農業用排水の水質保全及び排水路の機能を確保するために、平成元年に下伊保地区処理場を、平成4年に配津・畝部上地区処理場を都市計画決定し、食の安全・安心の確保や、農業生産の安定化を図るため農業基盤整備の一体的な汚水処理整備を図り、適正維持管理を行ってきました。しかし、供用開始後から約20年が経過し、施設の耐用年数（18年）を超過していることから、計画的な大規模施設更新を実施することが急務となっています。

当該地区については、維持管理面や経済面を考慮し、公共下水道へ接続することとしたため、平成23年度の全県域汚水適正処理構想の見直しにおいて、農業集落排水事業区域から公共下水道区域へ変更し、平成25年度には公共下水道の事業計画区域に位置付けており、平成28年度に処理場を廃止し公共下水道へ接続する計画となっています。

今回、隣接する市街化区域の流域関連公共下水道事業により、当該地区も物理的に公共下水道へ接続ができる状況となったことから、当該処理場は不要となるため都市計画決定を廃止するものです。